

千葉県告示第225号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年3月23日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
児童デイサービスSTEP+ 千葉県若葉区桜木五丁目15番1号	社会福祉法人三育ライフ 東京都東久留米市南沢五丁目18番36号 理事長 東海林 正樹	令和5年4月1日	1250101613	放課後等デイサービス